

報道関係者 各位

令和 7 年 7 月 31 日

【照会先】

神奈川県労働局 職業安定部 職業安定課
課長 中島 章博
職業安定監察官 関 宏一郎
(電話) 045 (650) 2800

「ユースエール認定企業」として 神奈川県内で新たに 1 社認定しました

神奈川県労働局は、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）第 15 条に基づくユースエール認定企業として、新たに 1 社を認定しました。

【認定企業】

株式会社 アプトシステム

所在地 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町
2-26-4 第 3 安田ビル 3 階
事業内容 ソフトウェア業



【認定マーク】

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ腕をふるう姿を、赤い丸は、その活力を意味し若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しています。

《参考》

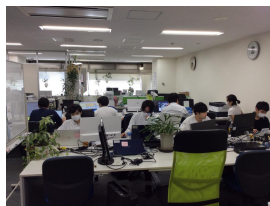
「ユースエール認定企業」とは、

平成 27 年 10 月 1 日施行の若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定の水準を満たす、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

「ユースエール」は、「若者(youth)を応援する(yell をおくる)事業主」というイメージを表現しています。

また、認定を受けると、自社の商品、広告への認定マークの使用やハローワークでの重点的PRの対象になるなどのメリットがあり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保が期待されます。

「ユースエール認定企業」の詳細は、別添リーフレット「若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！」をご覧ください。



年間休日125日、残業少なめ、WLB抜群

事業内容 IT・システムソリューション 業務系WEBシステム開発(流通、物流、製造、金融、公共系) 組込系システム開発 (iOS, Andorid)

会社情報 2210835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-26-4第三安田ビル3階

交通手段 横浜駅より徒歩5分

○会社概要

創業	従業員数	平均年齢	平均勤続年	役員・管理職の女性割合	
1997 年	42 人	35.0 歳	9.0 年	(役員) 20.0 %	(管理職) 0.0 %

○雇用管理の状況

有給休暇の平均取得実績	月平均所定外労働時間	育児休業取得状況(直近3事業年度)	
10.8 日	16.9 時間	男性: 0 名	女性: 100.0 %

○採用・定着状況

		2023年度	2022年度	2021年度
募集状況	新卒者等 ^{※1}	○	○	○
	新卒者等以外 ^{※2}	—	—	—
採用者数(うち女性)	新卒者等	1 名(0 名)	4 名(1 名)	4 名(0 名)
	新卒者等以外	— 名(— 名)	— 名(— 名)	— 名(— 名)
離職者数 ^{※3}	新卒者等	0 名	0 名	1 名
	新卒者等以外	— 名	— 名	— 名

会社HP <https://www.aptsys.co.jp/>

会社からのメッセージ

先輩社員から

向上心があり、楽しく仕事がしたい人には相応しい会社だと思います。IT業界が未経験でも、興味を持つ、調べる、話すができれば仕事ができるようになります。様々な会社の話を聞いて、自分の知見を広めてください。男性も女性も安心して働けます！少しでも興味が湧いたら、1歩踏み出してみてください。

社長から

ますます高度化、グローバル化する社会に対して各企業様、個人様の対応はますます複雑化して行くことと思われます。このような時代に顧客企業様が常にアドバンテージを取って頂く為にIT技術をもって当社の特徴を最大限に発揮し、社員一丸となり業務イノベーションソリューションを精一杯ご提供していくことを第一の使命とし日々研鑽していく所存でございます。一緒に仕事をさせて頂いたと思って頂ける様な人材を一人でも多く育成することがお客様満足度向上、更には、社会貢献に繋がりは共に協力しあう社員の豊かな人生に繋がっていくことを信じ、日々邁進して参りたいと思います。

求める人材像

弊社では協調性・人格を第一の採用基準にしています。

人材育成のための制度

研修制度	自己啓発支援制度	社内検定	メンター制度	キャリアコン制度
あり	あり	なし	なし	あり

見学等受入れ

インターン	職場見学
なし	なし

非正規雇用の職場情報^{※4}

規定あり

備考・補足情報

就業規則あり

採用情報

事業所番号: 1401-519937-2

ハローワークインターネットサービスもしくは最寄りのハローワークをご利用ください。

※1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と同等の処遇を行う既卒者

※2 ※1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者

※3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数

※4 非正規雇用労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで 重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による 融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金」を利用する際、基準利率から－0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、貸付期間、担保の有無などに応じて異なります。 詳細は以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html ※ 働き方改革推進支援資金の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。
6	一部地方公共団体における 優遇措置	一部の地方公共団体が行う事業（補助金、奨励金、融資制度等）において、ユースエール認定企業への優遇措置が設けられている場合があります。詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001306877.pdf



【認定基準】

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※ ³
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※ ⁴
		・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※ ⁵
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※¹ 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※² 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※³ 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※⁴ 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※⁵ 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。）を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※⁶ 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※⁷ 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）



本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）